

「チバベリ湖」湖面利用に当たってのルール

留萌ダム管理支所では、令和3年7月12日から令和3年10月31日までの期間（土日祝日を除く）の9時から16時までに
おいて、チバベリ湖の湖面利用のために、カヌー乗り場への進入道路を一般開放します。

※なお、新型コロナウイルス感染症対策に関して、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置区域など感染拡大防止に係る適用
が必要と判断された場合、一般開放を中止することがあります。

チバベリ湖の利用に当たっては、河川の自由使用の原則の下、誰もが自由に利用することができますが、自然環境への負荷
低減や安全で快適かつ公平な湖面の利用を図ることを目的として、下記のルールを定めて運用していますので留意願います。

- ① 管理棟に立ち寄っていただき、受付簿に「氏名、利用時間、車両番号、電話番号など」の記入をお願いします。
- ② ゲートの開閉は、ダム管理者（留萌ダム管理支所）が行います。ゲート鍵の貸与は行っていませんので、ご了承ください。
- ③ 湖面への進入道路には防護柵が設置されておりませんので、車両の転落事故などが無いよう十分注意願います。
- ④ カヌーなどを使用する場合は、必ずライフジャケットを着用願います。
- ⑤ 下図に示す利用制限区域については、ダム施設の維持管理上、立入禁止とします。
- ⑥ 下記の行為は禁止とします。
 - 水質に影響を与える可能性のある行為（湖面への車両の乗り入れ、動力付き船舶の使用など）
 - 指定場所以外での乗船・下船
 - 火気（直火）の使用
 - 動植物の持ち込み（同伴は除く）
 - 遊泳
 - ゴミの投棄
- ⑦ 利用に当たり、発生する全ての責任は利用者の自己責任となります。
- ⑧ 気象状況などにより予告無く、進入道路の一般開放を中止する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用などの感染症対策にご協力ください。
- ⑩ その他、不明な点がありましたら、留萌ダム管理支所（0164-46-8111）までご連絡ください。

